



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『公訴官に関する規制』 (Code for Crown Prosecutors) — イギリスにおける公訴官の訴追基準の紹介
Author(s)	渡部, 保夫; WATANABE, Yasuo//translated by; 指宿, 信//訳 他
Citation	北大法学論集, 40(1), 284-268
Issue Date	1989-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16678
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_p284-268.pdf



『公訴官に関する規則』 (Code for Crown Prosecutors)

—— イギリスにおける公訴官の訴追基準の紹介 ——

渡 部 保 夫
指 宿 信

〈はじめに〉

1985年に、イギリスは Crown Prosecutor (公訴官) の採用を決定し、従来の訴追ソリシターによって担われていた訴追業務を警察から独立した公訴官に委託することにした。1985年犯罪訴追法 (Prosecution of Offences Act 1985) によれば⁽¹⁾、各警察本部長は管轄内の全ての prima facie (一応の証拠) を有する事件を公訴局長に報告しなければならない(同法8条1項)とされ、公訴局長は警察およびその他の機関の管轄する全ての事件の訴追を担当し(9条)、従来公訴局長が有していたあらゆる訴追への介入等の権限を継承し(3条)、並びに公訴局長の権限はすべての公訴官にも該当する(1条6項)と定められた。公訴局長は法務総裁 (Attorney General) の任命によって選ばれ、公訴局長のもと、各地区 (イングランドに29、ウェールズに1) に「首席公訴官 (chief crown prosecutor)」が置かれ、その下に、刑事裁判所 (Crown Court) ないしは治安判事裁判所 (Magistrate Court) の所在地毎に「公訴官 (crown prosecutor)」が置かれた。本規則は、この1985年法の実施に伴い、訴追の裁量——特に警察から送付されてくる事件の十分なスクリーニング——にあたって公訴官が順守すべき一般的な原則を定めるべく1986年に発行されたものである(10条)。

こうした訴追制度の抜本的な改革は、1977年労働党政権下で設立され以後訴追制度の改革の方向を示唆する作業を行った「刑事手続に関する王立委員会」の

『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)

勧告を受けて行われた。本稿はかかる改革の経緯の紹介を目的とするものではないので詳しくは他の論稿に譲るが⁽²⁾、本規則が、王立委員会の提案に基づく「不十分な証拠に基づく起訴を減少せしめ」「訴追政策を統一する」1985年法に対して、実質的な効果をもたらすことを意図して制定されたものであることを指摘しておきたい。というのも、こうした目的を委員会が掲げた背景として、コンフェイト事件⁽³⁾によって露呈されたイギリスの刑事司法制度の持つ構造的欠陥、すなわち訴追の決定過程における証拠の適切な評価基準が存在しないという事実、への批判があり⁽⁴⁾、また同時に、警告(Cautioning)処分に見られた顕著な地域間格差の問題があったからである⁽⁵⁾。このような訴追の決定過程における諸問題の解決への道として、警察とは独立した訴追機関の確立が急務となり、公訴官制度の採用という大英断に至ったものである。けれども制度の確立も、適正な訴追権の行使に裏付けられてはじめて有効なものとなろう。本規則はまさに1985年法を実効あらしめるために、主として「証拠の充足性」の判断基準と「公益性」の判断基準を内容として定められた(二段階モデル⁽⁶⁾)。

適正な訴追の決定——公訴権の運用——をめぐっては、古くて新しい問題として我が国においても従来から議論が絶えないところであるが、特に現在の検察官の起訴独占主義に支えられた、起訴便宜主義の下での「訴追裁量」の行使について、比較法的見地から大いに参考となる立法例であると思われるので、ここに翻訳を試みた次第である。

また、近年国際的にも検察官の訴追裁量をめぐる議論が盛んになっていることも注意すべき動向であろう⁽⁷⁾。このような動きの一環としてもイギリスの立法を把握しておくことが必要と思われる。

本規則について若干のコメントを付加えると、まず本規則には法的な拘束力が付与されていない。公訴局の内部ではこれより先、83年に法務総裁による訴追基準(Criteria for Prosecution)が出されており、また本規則と並行して部外秘文書である「訴追制度の政策マニュアル(Prosecution Service: Policy Manual)」及び、「実務と政策のマニュアル(Practice and Policy Manual)」の存在が伝えられているが、いずれも訴追裁量について法的な拘束力を持つものではなく、決定過程における「指針」として理解されるべきものである。しかしながら、かかる指針の「公開」は、広く訴追実務への公衆の信頼を目的とされている

こと、弁護人に訴追決定に関する非公式な照会を可能にしたこと、また裁判所に訴追決定の妥当性を示す根拠となること等、画期的な意義を有している。

本規則の発行に関連して、一昨年アンドリュー・アッシュワース氏が「訴追における『公益』要素」(指宿訳、北大法学論集39巻3号掲載)という論文を公にされた(Andrew Ashworth, The “Public Interest” Element in Prosecution, 595 [1987] Crim. L. R.)。これは二段階基準のひとつである「公益」を判断する各要素を分析し、本規則の施行に当たって直面するであろう困難さや、今後の改革への方向を示唆している。本稿と合せて、近時のイギリスにおける訴追制度への理解の一助としていただければ幸いである。(なお本規則に至る経緯については同論文への「解説」を参照されたい)

- (1) 1985年法については、Criminal Law Review [1986] 1～44に詳しい。制度全般については、Francis Bennion “The New Prosecution Arrangement (1) The Crown Prosecution Service”, 訴追手続の独立性について、Andrew Sanders “(2) An Independent Crown Prosecution Service”, 訴追の取下げ他実務上の問題を提起する John Timmons “(3) The Crown Prosecution Service in Practice”, 私人訴追や非警察訴追の可能性と公訴官及び法務総裁の(訴追の)引取権限、取下げ権限の性格を検討する、Alec Samuels “(4) Non-Crown Prosecutions : Prosecutions by Non-Police Agencies and by Private Individuals”がある。法文の全訳は、法務資料447号(1988)に掲載されている。なお、これには本規則を「検事規範」と訳出している。
- (2) 鮫越溢弘「イングランドおよびウェールズにおける公訴官(Crown Prosecutor)制度の創設について」法政理論20-1(1987)特に72～81頁参照。庭山英雄「イギリス刑事刑事司法の特質」法の科学15,146頁以下(1987)他。王立委員会が示した公訴局長による訴追の基準(1981年)は、本規則との比較において興味を抱かせる。従来の「単なる *prima facie*」事件を訴追するという基準は、裁判所の機能を阻害することとなるので、「有罪の現実的見込」テストに拠るべきとする点は、本規則と共通する。さらに、一般的な因子として挙げられた犯罪の古さや、被告人の老齢、若さ、病弱といったものも共通している。しかしこれらを「公益」要素として理解しているのは本

規則の一つの特徴であろう。*The investigation and prosecution of criminal offences in England and Wales: The law and procedure*, Appendix 25, 210-215 The Royal Commission on Criminal Procedure (1981)

- (3) 1972年に起きたマックスウェル・コンフェイトの殺害及び放火事件。14, 15, 18歳の3人の少年がホモの売春をしていたコンフェイト殺害のかどで、有罪判決を受けた。ところが3年後、彼等の無罪を立証する病理学上の証拠の登場により事件は裁判所に戻された。それは、住居への放火の時刻と被害者の死亡時刻に大幅な隔たりが認められ、更に警察によって得られていた自白への直接的な反証として、3人の少年は放火時刻にどこか別の場所にいたという争う余地のない証拠が示されたためである。殺人についてもコンフェイトと同じアパートに住んでいた服装倒錯者が自首してきた。そこで本事件は大きな社会問題となり、訴追の決定過程に重大な誤りがあったのではないかと、との懸念が高まり、内務省は前高等法院判事であったヘンリー・フィッシャー卿を委員会(フィッシャー委員会)の長として任命、調査を行った。その結果、委員会は主に司法の執行過程における四つの重大な理論的、政策的な問題を指摘した。まず証拠の提示の問題、取調べの性格と機能の問題、警察署における人権の問題、そして法制度の改革の可能性である。こうした勧告と批判が80年代の一連の刑事司法制度の改革(84年の警察・刑事証拠法、85年の犯罪訴追法等)に繋がったのである。“The Fisher Report on the Confait Case: Four Issues”, 41 *Modern L. Rev.* 455 (1978), J. J. Edwards, “The Attorney General, Politics and the Public Interest”, 410-411 (1984) 井上・長沼「イギリスにおける刑事手続改革の動向(1)」ジュリスト765 (1982) が委員会の調査報告と、改革運動について詳しい。
- (4) エドワーズ卿は「我々の現在の関心は、訴追するかしないかという決定を行う人々を導くための考慮を確立することなのである」と述べ、訴追決定における裁量のファクターを考察しているが、従来、特にヘザリントン卿(元公訴局長)によって提唱されてきていた51%ルールの主観的な証拠の評価が困難であることを指摘している。Id, at 415. 一方、サンダース氏は一貫性のなさ、弱い事件、うさんくさい実務に対して、一定のガイドラインが何等かの効果を有することを認める。Andrew Sanders “Prosecution Decisions and Attorney-General’s Guidelines” 1, 17 [1985] *Crim. L. R.*

- (5) この点, A. アッシュワース, 指宿訳「訴追における『公益』要素」北大法学論集39巻3号(1988)261頁参照。
- (6) 本規則発行以前の執筆であるが, マンスフィールドとピーイは, 公益の裁決者(arbiters)として検察官を描き, 「公益に合わない限り訴追しないという推定」から, 「特定のクライテリアに触れない限り訴追するという推定」への移行が見られるとして, 少なくとも訴追を正当化する必要性に十分な注意が向けられていないと指摘する。更に二段階モデル(83年の法務総裁のクライテリアにおいて)の非機能性を批判する。G. Mansfield & J. Peay, *The Director of Public Prosecution*, 41 (1987)。

また彼等が指摘した点は, 例えば従来の訴追の判断における「有罪の合理的な見込み」が「有罪の現実的な見込み(realistic prospect)」と規則において修正されたこと(規則第4条)に現れている。この点, アッシュワース, 前掲註(5)248頁および註(2)を参照。例えば81年の公訴局長の訴追基準にあっても, 「単なる prima facie」事件を評価の基準とすることは裁判所に過大な負担をかけるため避けるべきであり, 「有罪の現実的な見込み」テストに依拠するよう主張されている。

- (7) こうした動きの中では, 国連とヘルシンキ研究所の活動を挙げておきたい。国連は犯罪防止と犯罪者処遇に関する委員会(United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)が検察官に関する包括的な指針を明らかにし, 刑事司法過程におけるその重要性を強調している。またヘルシンキ研究所は, 国連とフィンランド政府との協力のもとで作られた犯罪防止と統制に関する機関であり, 1981年にスタートした。これらの動向については, Matti Joutsen, *The role of the prosecutor: the United Nations and the European perspective*, Ed. by J. E. Hall Williams, *The role of the prosecutor* (1988) を参照。

またヘルシンキ研究所の研究成果についてはたとえば, M. Joutsen & J. Kalske, *Prosecutorial decision-making in Finland* (1984) がある。

公訴官に関する規則 (Code for Crown Prosecutors)

〈序論〉

第1条 本規則は、1985年犯罪訴追法第10条に基づいて発行され、同法10条3項に記載のとおり、公訴局長 (Director of Public Prosecution) の法務総裁 (Attorney General) に対する年次報告書の一部とされるものである。同法9条により、この報告書は議会に提出され、公刊される。従ってこの規則は、検察庁 (Crown Prosecution Service) の運用にあたって依拠すべき諸原則に関する公的宣言である。本規則の目的は、訴追決定における有効性と一貫性を増進し、これにより公訴実務に対する公衆の信頼を確保しようとするものである。今後も時に応じて本規則の修正が行われるであろう。

第2条 訴追に関して法務総裁が従来示してきた諸原則は、公衆の為に訴追を行う全ての関係者を指導するために、訴追決定の基準を明らかにしたものであった。しかしながら、今回の制度が請負った特別な制定法上の諸任務に鑑み、やはり本規則は正しく、かかる任務のために作られたガイダンス (指針) の独立した主体でなければならず、その名において訴追を行う人々に対して直接向けられたものなのであり、またそのように促えられるべきであろう。

第3条 公訴官は、検察庁のいかなる段階においても、訴追手続の様々な場面においても、多くの異なる機能を発揮するに必要な判断の行使に関して広い範囲の裁量を有するであろう。その裁量の行使が、明確な原理に立脚し、慎重にそして責任をもってなされるならば、公衆の利益と犯罪者の利益という双方にかかわる正義を満たすうえにおいて、法律の文言の形式的な適用では期待できないような満足をもたらすであろう。他方、その裁量を誤まるならば、嫌疑をかけられた人はもとより、広く公衆の利益を害し、また正義と制度自体への信頼を大いに損うような結果をもたらせるであろう。

〈証拠の充足性という基準〉

第4条 刑事訴追の制度や過程を考える場合、最初に判断されるべき事柄は証

拠の充足性である。法律で明示された犯罪がある特定の人によって犯されたということに関して、許容性があり十分に信頼性のある証拠が存在していることについて公訴官が満足しないかぎり訴追を開始すべきでなく、また訴追を維持してはならない。検察庁は、ある人について一応の証拠 (prima facie) があればそれだけで訴追してよいという見解を前提としない。むしろ有罪を得る現実的な見込み (realistic prospect) の有無というテストを経なければならないであろう。そのテストをする際には、公訴官はまず、裁判官による無罪 (ordered acquittal) であるとか、審判すべき事件がないとの治安判事裁判所による successful submission が為される現実的な予想を立てることになる。また公訴官は明確にされた弁護側の方針にも注意を払わなければならないし、被告人や、その他公訴官の判断に同様の影響を与えたり、有罪の方向を示したりする要因をも配慮しなければならない。

第5条 公訴官は証拠の評価に際して、以下のことを考慮に入れなければならない。

- 1) いかなる証拠についても、1984年警察・刑事証拠法と実務規則の要請に反することにより、同法第8編に定められた証拠排除を導くことになる事由があるかどうか。同法及び実務規則には、勾留施設での人々の適切な取扱いを確保するために考えられた警察の逮捕、処遇、尋問等についての諸規定、ならびに警察に対して為された自白や供述から得られた証拠の信用性に関する諸規定が含まれている。公訴官は自白が適切な方法で得られたものであること、強制的な仕方でも得られたものでないことを確認すべきである。他の証拠についても、公訴官は、それらが不当な仕方でも得られたものでないかを考慮する必要がある。もしその疑問がある場合は、裁判所がそうした証拠を認めることが手続の正義に反する結果をもたらすだけであるとの理由から、証拠を排除する可能性があるかどうかを考慮する必要がある。証拠の排除の可能性は、手続を正当化するだけの十分な証拠があるかを審査するに際して、それが事件にとって重大な影響を与えるかどうか、あるいは訴追の維持に関する決定に実質的な影響を与えるかどうかという観点から考慮に入れられるべきである。
- 2) 被疑者の自白が事件の証拠の一部となっている場合、被疑者の年齢、知能、及び了解等に照らし、信用性に疑いを投掛けるべきいかなる事由もないかど

『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)

うか。

- 3) 証人が誇張していないか、記憶に誤謬がないか、被告人に対する敵意や遍愛の念を抱いていないか、その他事情により信用し難いものでないかどうか。
- 4) 証人が真実を全て語ることを妨げるような動機を持っていないか。
- 5) 証人の信用性に影響を与えるような、何等かの弾劾が弁護側により為される可能性があるか。
- 6) 証人は法廷でどのような印象を与えるか。彼は反対尋問に耐えられるか。さらに彼の信用性に影響を与えるような何等かの身体的または精神的な疾患はないか。
- 7) 複数の目撃証人の供述に食違いがある場合、一部の証人を重視しすぎたために実質的に事件の立証を困難にしているといった問題が生じていないか。
- 8) 複数の目撃証人の供述が余りに一致している場合、誤った筋書きが作り上げられているとの疑いを抱かせるものはないか。
- 9) 外国にいる者も含めて、全ての必要な証人が立証のため利用可能であり、能力を有しているか。
- 10) 幼少者の証人については、宣誓して供述できるかどうか。
- 11) 犯人と被告人との同一性が問題となる可能性がある場合、被告人を選別した証人の供述はどれほど説得力 (cogent) と信用性 (reliable) を持っているか。
- 12) 被告人に対する手続を進めることにつき、公衆が精神的苦痛を感じるような特有の事実はないか。
- 13) 複数の被疑者を訴追する場合、手続を分離する現実的な見込みはあるか。もしあるならば、分離される被告人毎に十分な立証を為すことができるか。

第6条 この表はもちろん完全なものではない。したがって考慮されなければならない要素は個々の事件の状況に応じて汲みとらなければならない。しかし、とくに境界線上にある事件については、公訴官がそれぞれの証拠の表面に現れてこないものに配慮しなければならない。すなわち公訴官は可能な限り、有罪の可能性について結論を出す前に、考慮の対象となるいかなる種類の証拠も裁判所で「揺ぐことがない」かどうかを自らの経験に基づいて判断しなければならない

い。

〈公益性の基準〉

第7条 証拠の充足性の要件が満たされるとしても、公訴官は次に、公益が訴追を要求しているかどうかを判断しなければならない。検察庁は、シャウクロス卿が法務総裁当時に下院における質疑応答の中で表明し、そして彼の後任者によっても実質的に確認された見地から、運営されるべきであろう。

「この国では、嫌疑を受けた犯罪者は自動的に訴追の対象とならねばならないということが原則となったことはなかったし、私としては今後もそうなることはないであろうと期待している。しかしながら、公訴局長の制度を設けた頃の、非常に古い制定法には、“犯罪が存在するか、またはその状況があり、しかも公益が訴追を求めていると考えられるところでは”訴追は行われねばならない、と規定されていた。これは今もって支配的な考えかたである。」(H. C. Deb., Vol. 483, col. 681, January 29th 1951)

卿は「訴追は、成功するかどうかは別として、公共の道徳と秩序、また公共の福祉 (public policy) に影響を及ぼすと懸念される種々の点に対して与える効果」に注意が向けられるべきだ、と主張しつづけたのである。

第8条 訴追をしないという決定を適切に導く要因は、おそらく事件ごとに異なるものがある。概して言うなら、犯罪が重いものであればあるほど、公益が訴追に代る警告 (caution) などの処分を容認する可能性は減少する。しかし、犯罪が訴追を当然とするほど重大でない場合、公訴官は常に公益に基づいて判断すべきであり、内務省警告基準 (Cautioning Guidelines) の精神が遵守されるように努めるべきである。もしも事件が以下の項目に当たるならば、もちろん当該事件の特殊な状況にもよるが、訴追は求められていない、ということが示されていると言えよう。

1項 罰金相当

犯罪の態様がそれほど重大ではなく、裁判所が単なる通常の罰金を科すに止まるであろうと考えられる場合には、公訴官は、訴追ないしは他の形態の処分、例えば適当ならば警告などに付する方がより公益にかなったものかどうかを慎重に検討すべきである。これは特に、当該犯罪を訴追することができる場合で

「公訴官に関する規則」(Code for Crown Prosecutors)

あっても、公訴官が手続の時間やコストから考えて罰金相当とすべき時に、考慮されるものである。

2項 犯罪の陳腐さ (staleness)

犯罪自体の古さとともに、当該事件が公判に付されるまでにどれだけの時間が経過したのかについて考慮しなければならない。犯罪が犯された後、公判が開始されるまで既に三年以上も経過している場合には、そのような遅滞を考慮にいれてもおおかつ自由刑が科せられることが適当と考えられるのでない限り、公訴官は訴追するに慎重でなくてはならない。ただし、その遅滞が被告人自身によってもたらされたり、事件の複雑さのために長期にわたる警察の捜査が必要であったり、特段の事情により事件の発覚が遅延したというような場合には、犯罪の陳腐さ (staleness) というものは問題とならない。一般的に言って、告発 (allegation) の内容が重大であればある程、陳腐さの要因は重要性を失うであろう。

3項 被疑者の若さ (youth)

有罪のらく印は、青少年の将来に取返しのつかないほどの害悪を及ぼす。したがって、警告という手段でその青少年の将来の可能性を救済できないかどうか慎重な配慮が為されなければならない。

4項 被疑者の高齢及び病弱 (infirmity)

- (a) 犯罪者が高齢であるほど、また病弱であるほど、公訴官は、再犯の現実的可能性があるとか犯罪が見逃せない程重大でないかぎり、訴追をすることにちゅうちょを覚えるべきである。概して言うなら、裁判所が犯罪者の年齢や病弱であることを考慮して通常の罰金を科すであろうと考えられる場合には、被疑者がいまなお重要な地位にあるとか、裁判所が科す刑とは関係なく公益が訴追を求めているという例外的事情がたとえあったとしても、訴追は進められるべきではない。
- (b) また、被告人が公判審理に十分耐えられるかどうかの問題も考慮される必要がある。公訴官は弁護側により正式に作られた医療報告書、また必要があれば独自の医療検査によって準備された報告書にも注意を払うべきである。

5項 精神病または緊張 (stress)

- (a) 公訴官は、被告人又は被疑者が精神病や情緒障害 (psychiatric illness) を患っており、刑事手続をもたらす緊張が彼の病状に重大な悪影響を及ぼすといった趣旨の医療報告書を受取っている場合は、常にそれらの報告書を十分考慮しなければならない。これはしばしば困難を伴う判断である。つまり、ある場合には被告人は単に彼の行為が明らかにされたという事実のみによって精神的に錯乱したり鬱状態におちいる可能性があり、また逆に公訴官が、刑事手続が被告人の病状に重大な影響を与えるかもしれないという予測に疑いを抱く場合もあるからである。しかし、公訴官が、被疑者の精神状態に与える影響が正義の利益よりも大きいと考えるならば、手続を打切ることにはちゅうちょを覚えてはならない。一般には訴追が求められるほど明らかに重大な事件であっても、それが被告人の病状に恒常的な害をもたらすかもしれないという明確な証拠がある場合には、独自の医学的な調査が用意されるべきであろう。
- (b) 公訴官は、訴追をもたらす悪影響に関する医学上の診断の裏付けのない精神の不安定さが、再犯の可能性を高めるといった証拠にあまり多くの関心を払うべきでない。もちろん被告人の精神状態は、メンズ・レアの問題や被告人が有罪答弁を為しうるかどうかといった問題を考える際に考慮されよう。

6項 性犯罪

- (a) 複数の者が犯罪に関与し、全員が行為に責任を有しているような状況では、常に公訴官は関係者相互の年齢を考慮に入れなければならない。また誘惑や買収といった事情があるのかも考慮しなければならないし、もしそうしたことがあれば、手続きを進める上で十分な配慮が求められる。
- (b) 児童に対する性的暴力は、個人の上に大変な被害をもたらすレイプ等のような成人に対する犯罪と同様に慎重に取扱われねばならない。こうした事件では、公訴官が証拠の充足性に自信があるのなら、訴追が公益に適用であろうということに疑問の余地はない。

7項 告訴人の態度

警察に告訴したが、後に公訴を提起しないように願い出た告訴人 (complain-

『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)

ant)の態度に留意することも大切であるが、しかし、そうした場合、復讐に対する不安から心境の変化が生じたとか、犯罪が相当重大であるとか特段の事情がないかぎり、訴追を行う必要はないであろう。

8項 末端の被疑者

弁論が複数の被告人にまたがって為される場合に、一般的なやり方として、公訴官は、裁判所で争われている問題の核心にかかわる者に対する訴訟の見通しをまず確実にする必要がある。犯罪行為と密接に係わらない主犯に比べて刑の軽い被疑者まで含めることは、余計な手続の遅延と高い費用を招来するだけで、事件の核心部分を必要以上に曇らせてしまうことになる。

第9条 訴追決定に関する上記の諸要素に鑑み、最後の段階で未だ公訴官が手続を開始することに疑問を抱く場合には、地方共同体の反応とか、その地域ないし全国的な特定犯罪の多発といった情報等を基準とすれば良い。通常こうした基準はあたかも公平な態度を持っているかのようにしながら訴追の開始を支持する方向にある、という疑いも残るに違いないが、最終的な判断者(arbiter)は裁判所であると言う以外にない。

〈訴追の打ち切り(discontinuance)〉

第10条 公訴官が、1985年犯罪訴追法23条による方法、または訴追の撤回もしくは証拠の不提出という従前からの方法によるとを問わず、訴追を打ち切る権限を有することは、訴追に適切かつ妥当な事件のみを審理に付することを確実ならしめる新制度の基本的方針を明確に表すものである。警察による手続の開始決定についてももちろんこれを黙過する必要はなく、あらかじめ公判前の段階で助言がなされなくても常に審査の対象としなければならない。更に、訴追打ち切りの裁量は何時でも行使しうるものであり、手続が進行中であっても、公訴官は自らの審査機能を常に働かせるべきである。また、時間的制約やその他実務上の余儀のない事情が事件に対する当初の十分な審査を妨げていた場合であっても、以前の段階にもその機会は存する。つまり、事件が継続的な審査の下に置かれているということが重要であり、新しい情報や証拠の出現により時には訴追を開始するという当初の決定の妥当性につき疑問が生ずる事態を考えねばならない。

公訴官はかかる証拠や情報に気付いた時はあわててはならないし、また適当と考えられる場合には手続を終了させることにちゅうちよすべきではない。いかなる手続段階にあってもそうすることが正しいと考えられる時に常に効果的な行動が採られることが明らかであれば、制度に対する公衆の信頼が確保される。内務省警告基準の精神に添った事情のもとで訴追がなされなければ、警察の決定に対して疑問が生じるはずであり、公訴官が手続の開始は公益に適うものではないと考えるなら、打切られてよい。公訴官が警察によって開始された訴追を維持しないと考える場合は、通常の方法として常にそれについて警察と協議することになろう。協議の程度は事案および被告人の特殊な事情に依存するであろうが、最終的な決定は公訴官に委ねられている。

第11条 訴追の打ち切り (discontinuance) という広い意味を持つ言葉は、有罪答弁の受入れに関する問題をも含んでいる。この問題は、広い範囲で訴追実務と密接な関係を持っている。すなわち、訴追の選択が時には有罪答弁の受入れという裁量の範囲に影響を及ぼすことがあり、同時にそこには常にその裁量への司法審査を招来するような機会の存在が考えられるからである。例えば訴追が選択的に為されたり、被疑事実を構成要件的に重なり合う他の軽い犯罪に縮小したりするような——強盗罪について、身体への侵害 (trespass) の要件を否定し窃盗罪へ縮小するなど、一般的な例であるが——裁量の場面が考えられる。この際、裁判所を犯罪の重大性に相応しい適当な刑を言渡すことが出来なくなるような立場に置いてはならない、という考え方を忘れてはならない。すなわち、公訴官が被告人の有罪答弁を受入れた場合には、被告人の実際の行為が法廷で明らかにされた行為よりもより重大であったという理由で、事件を公表してはならない。速やかな有罪答弁によってもたらされる行政当局の便宜が、正義の利益に優越するようなことがあってはならないが、主張された事実に対応しないわけではない犯罪への関与を示す有罪答弁に基づいて犯罪者を裁判所で処遇しうる場合には、検察庁および裁判所双方にとって処理上の便宜性の問題が一般的に重要な考慮の対象となるであろう。

<訴追業務 (charging practice)>

第12条 まず、訴追する犯罪の全ての構成要件を支持するに十分な証拠能力の

『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)

ある利用可能な証拠が存在することは自明である。公訴官は以下の諸原則に基づき、訴追の選択に関する裁量行使する。

1項 出来るかぎり公訴事実 (charges) の数を少なくともとどめるよう努めるべきである。多数の公訴事実は訴追だけでなく、裁判所の運営にも不必要な負担を課すものであり、しばしば事案の本質的特徴を不明確にしがちである。同様の性質の多くの犯罪が存在することが証拠上認められる場合には、代表的な訴追にとどめることも常に考慮されるべきである。多数の異なった形式の犯罪が明らかにされる場合には、事案を明瞭で簡潔な形で提示する能力が重要視されるにちがいない。

2項 公訴事実を多数掲げておくことを、有罪答弁を確保する手段として用いることは決して許されない。

3項 適示すべき公訴事実は被告人の行為の重大性を表すに十分なものでなければならず、そして通常は、証拠から認められる最上限の犯罪ということになる。しかし、適示する犯罪が主張する事実関係の性質と適合しないわけではなく、しかも裁判所の量刑権限の範囲内である場合には、公訴官は裁判の迅速さ、手続の方式、および最上限の犯罪の訴追を選択、維持しないという決定を正しくもたせようとする証明の充分さ等を考慮に入れるべきである。また公訴官は裁量を行うに際して、予想される被告人側の抗弁を考慮に入れるべきである。

〈手続の方式 (mode of trial)〉

第13条 当該犯罪が、正式起訴、略式起訴のいずれによっても審理可能な場合には、治安判事裁判所はどのような方式の手続が適当であるかを、1980年治安判事裁判所法の19条(3)に述べられている事情、さらに検察側、被告人側によって提示された全ての主張を考慮して決定しなければならない。公訴官が、裁判管轄 (venue) に関して陳述をする目的は、裁判所が司法上の裁量権を行使することに資するものでなければならず、したがってその陳述に際して、公訴官は特に裁判所が考慮に入れなければならない次の諸事情を中心に置くべきである。

- 1) 事案の性質。
- 2) 諸般の事情が、当該犯罪の重大性を示しているかどうか。
- 3) 治安判事の刑罰を与える権限が当該犯罪につき適当かどうか。この際もちろん、治安判事裁判所の刑罰が相当する犯罪の性質や範囲に関する、公訴官の全

ての見解にまで及ぶ必要はない。

- 4) 当該犯罪が他の方式よりもその裁判に適していることを示すその他諸事情について。

迅速な処理という利点のみを考慮して略式裁判を求めることは決して許されないが、一方で公訴官としては、余分なコストであるとか関係証人に対して予想される様々な負担と共に、正式起訴手続によって生じうる裁判の遅延についても考慮を払う義務がある。

第14条 共同被告人が存在する場合、更に次の点が考慮されるべきである。一般的に、全ての共同被告人を同じ裁判所で審理することは、司法の利益に合致するものである。従って、裁判所がある被告人を正式起訴で審理すると決定した場合には、公訴官は通常、他の共同被告人に対しても同じ手続の方式を求めるべきである。このような場合には、公訴官から略式裁判が請求されることはほとんどないであろう。このような請求は、次の場合、すなわちその犯罪に関与したある被告人の役割が他の共同被告人と比べて極めて軽微であり、その者を除いても他の被告人に対する審理や判決になんら支障が生じない場合に許される。

〈少年〉

第15条 裁判所が民事訴訟におけるのと同様に、刑事訴訟においても少年福祉について配慮すべきことは長いあいだ制定法上の要請であった。したがって、公益が訴追を求めているか否かを決定する際には、少年に対する福祉を十分考慮に入れることが要請される。

第16条 少年の犯罪に関して最後の手段として訴追を考えることは、個人にとっても社会にとっても明らかに有益であろう。また概して少年犯罪には、犯罪の重大性又はその他の特段の事情がない限り、訴追以外の処分によるべきであるという強い推定が働く。その趣旨は、出来るかぎり少年を裁判所の手続から解放することにある。訴追は常に厳しい措置であると見るべきである。

第17条 内務省は少年犯罪者に対する警告 (cautioning) および、その決定過程

『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)

に関して、警察に基準を示した。警察が警告についてすみやかな決定を行うことができない場合、当該基準は、警告を行うか訴追を行うかにつき、社会福祉局、プロベーション・サービス局、教育福祉局等の関係部局の助言や見解を求めるよう指導している。公訴官は、公益が少年の訴追を求めていると考えられ、また少年にプロベーションの前歴もない場合には、適当な機関に少年の取扱いを任せよう警察を指導することを考えるべきである。公訴官はその地域での右の関係諸機関の協力を求める一般的な手続・方法を理解しておかなければならないし、そうした相互協力を発展させ改革していくために自らの経験を提供することが要請される。また公訴官は、警察により開始された少年の訴追を進行する前に、当該手続が警告基準の精神に合致したものであったかどうかを確認しなければならない。公訴官は、彼の知りうる全ての関係機関の見解を考慮に入れた上で、警告基準を参考にしながらより軽い処分、例えば警告処分が十分適当であると考えられる場合には、いかなる事件でも警察に戻すべきである。また最終的に公益が訴追を求めていると確信したならば、公訴官は手続打ちりの権限を行使することにちゅうちょしてはならない。さらにまた、手続を進めるかどうかを考える場合に、公訴官は少年に対して警察によって与えられてきたこれまでの警告の事情にも考慮を払わなければならない。以前の犯罪に対する軽い処分が不十分であったことを示す事情が見られるならば、訴追を行うことが相当であろう。

第18条 福祉に対する裁判所の権限を確保することだけを念頭に置いた、少年の訴追は全く誤った考えかたであろう。公訴官は、保護手続(care proceeding)を進める理由があり、それが公益と少年の福祉により適ったものであると考える場合には、地方の社会福祉関係の機関に少年の措置を任せよう警察に勧告すべきである。

〈少年に影響を及ぼすと思われる手続の方式及び裁判管轄〉

第19条

- 1) 少年が単独で訴追される場合：14歳以上の少年が、殺人以外の、一定の重罪事件(1933年児童青少年法53条(2)によって定められたもの)につき訴追を受けた場合、裁判所は陳述を聞いた上で、少年に成人と同様の最上限の量刑を言渡

すことが許されるか否かを考えなければならない。(1980年治安判事裁判所法24条(1)(a))。従って、公訴官は裁判所に客観的な態度で関係事実を提示するなど、その他全般にわたり裁判所の要請に従い協力をしなければならない。

- 2) 成人と共に訴追される場合：少年も次の場合、すなわち成人が少年の犯罪をほう助・教唆して同時に訴追された場合、あるいは少年が成人の犯罪の原因となった事情と同じ又はそれと密接に関連する事情から生じた犯罪で訴追された場合には、成人を扱う治安判事裁判所で審理することができる。また少年が成人と共に正式起訴犯罪で訴追され、かつ裁判所において司法の正義という見地から両者を共に公判に付すことが必要だと考えられる場合、裁量により公判に付すことができる。こうした事情の下で裁判管轄についての陳述を行う際には、公訴官の主たる任務は司法的な考慮について協力することにある。すなわち、申立てられたどのような手続の方式が選択されるのかについて、公訴官は、例えば、成人と少年のそれぞれの年齢、犯罪の重大性、有罪答弁の可能性、少年裁判所に当該少年について現に訴追があるかどうか、および司法の利益に出来るかぎり適うよう迅速に少年を取り扱う必要があることなどの諸要素を考慮に入れるよう裁判所に求めるべきである。